

お済みですか 消費税申告の準備

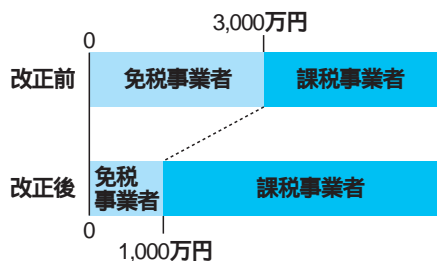
消費税法の改正により、平成16年4月1日から免税点の引き下げなど、制度が変わりました。主な改正点は次のとおりです。

免税点の引き下げ

前々年の課税売上高が1,000万円(改正前3,000万円)を超えている事業者(個人・法人)は消費税の申告が必要になります。

新たに課税事業者となったときは「課税事業者届出書」を税務署長に提出する必要があります。

事業者免税点の引き下げ



簡易課税制度の適用上限が引き下げに

前々年の課税売上高が5,000万円(改正前2億円)を超えている事業者(個人・法人)は、簡易課税制度を適用することはできません。

記帳と帳簿の保存が必要です

簡易課税制度が適用できない場合は、課税仕入れなどに係る消費税額の控除を受けるため、課税仕入れなどの事実を記録した帳簿および請求書などの両方の保存が必要になります。



総額表示の義務付け

商品などの販売、役務の提供などの取り引きを行う場合、あらか

じめその取引価格を表示する場合には、消費税相当額を含めた価格を表示することが義務付けられました。

くわしくは成田税務署 ☎28-5151(または東京国税局ホームページ <http://www.tokyo.na.go.jp>) のお知らせにある「消費税コーナー」をご覧ください。

住宅資金に利子補給

住宅を建設・購入した人が 市が5年間利子補給

市では、住宅金融公庫から資金の融資を受けて市内に住宅を建設または購入した場合、次の条件で利子の補給をしています。

- 対象：市町村税を完納しており次のいずれかにあてはまる人
 - 給与所得だけの人は、金銭消費貸借抵当権設定契約(以下、金消費契約という)前年の合計収入額が800万円以下
 - 給与以外の所得のある人は、金消費契約前年の合計所得が600万円以下
- 申込期間：金融公庫との金消

新潟県中越地震災害義援金を受け付け

成田市では、10月23日に新潟県中越地方で発生した新潟県中越地震の被災者、被災地に対し、社会福祉課と社会福祉協議会の窓口で「新潟県中越地震災害義援金」を受け付けしています。なお、下記の公共機関にも義援金箱を設置してあります。また、郵便振替も利用できますので、皆様のご協力をお願いします。

義援金箱設置場所

市役所玄関ホール、議会棟1階、会計課窓口(市役所1階)、社会福祉協議会(保健福祉館内)、各公民館(中央・成田・橋賀台・玉造・久住・豊住・八生・公津・中郷・加良部・遠山)、美郷台地区会館、卸売市場事務所、市体育館、国際文化会館、市立図書館、三里塚消防署

郵便振替

受付期間=12月30日(木)まで

口座番号=「00530 2 2000」

口座名義=「日本赤十字社新潟県支部」

通信欄に「新潟地震」と明記。振替手数料は無料(窓口のみ)

なお、義援金箱については、当分の間設置いたします。

くわしくは社会福祉課 ☎20-1536 または社会福祉協議会 ☎27-7755へ。

契約後6カ月以内(やむを得ない理由がある場合は1年以内)利子補給率：当初の金利マイナス2%(ただし1%限度) 利子補給額：年末融資残高(1,000万円を限度)×利子補給率×2分の1(5年間補給) 公庫融資でも、年金融資、財形融資、リフォーム融資は対象になりません。

くわしくは首纏課 ☎20-1552へ。

今月の納税

国民健康保険税(第5期分)

介護保険料(第5期分)

○納期はいずれも11月16日(火)~30日(火)です。

くわしくは 保険年金課 ☎20-1526

介護保険課 ☎20-1545へ。

あなたの「声」をお聴かせください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんが日ごろ感じている市政に対する提言・要望・意見など「生の声」を幅広くお聴きし、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた提言などは担当課で協議したうえで市長に報告され、その後市長から書面で回答しますので、住所・氏名を忘れずに記入してください。

また、担当課でも所管の事務事業に対する提言などをお受けしています。担当課が不明な場合は、市民支援課市民相談室へ問い合わせてください。

【市長への手紙】
市役所や公民館など市の公共施設



皆さんの「生の声」を

設け金融機関、農協などに所定のハガキ(受取人払い)を設置しています。

任意なものでもかまいませんが、この場合は「市長への手紙」と明記をお願いします。

【市長へのFAX】

〒120-8660 成田(成田)0476局からであれば、フリーダイヤルのため料金はかかりません。

FAX番号は次のとおりです。
0120-8660-279
ハローでツナグ

【市長への電子メール】

市のホームページ(アドレス <http://www.city.narita.chiba.jp>)の「市長への電子メール」に接続すると、インターネットを通して送信することができます。

皆さんから寄せられた主な内容と市の回答は、市のホームページ「市長へのメールQ&A」で紹介しています。市のホームページは、市役所1階行政資料室、保健福祉館、市立図書館、中央・成田・公津・遠山公民館でもご覧になれます。

くわしくは市民支援課市民相談室(☎20-1507)へ。

相 談 日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が国民の祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	11月30日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	11月16日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	11月16日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	11月25日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
市民よろず相談	11月20日(土)・21日(日)	9:30～16:00	国際文化会館 (産業まつり会場)	
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築などに関する相談)	12月9日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 6日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	12月7日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	11月18日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	11月22日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	12月7日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階) 教育相談室	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234